

婦人関係資料 シリーズ

国際資料 No. 19

各國における賣春對策

労働省婦人少年局

は し が る

この資料は諸外国における売春対策の現状を紹介することと目的として

- ・国連事務局編・パンフレット「婦人及び児童の売春」 1946 - 1947 年 年次報告集

— Traffic in women and children, summary of annual reports for 1946 - 1947 Prepared by the Secretariat —

- ・アメリカ社会衛生局編・リーフレット

"Milestones in the march against Commercialized Prostitution"

より婦人少年局が抄訳編集したものです

1952年 労働省婦人少年局

目 次

I 各国における売春及び性病対策

II 「アメリカに於ける売春対策年表」

労働省婦人少年局

I 各国における売春及び性病対策

国連事務局編「婦人及び児童の売春」
(1946-1947年 年次報告集約)より

— Traffic in women and children
summary of annual reports for
1946-1947 Prepared by the
Secretariat - E/TC. 1946-47/summary
12. February 1948

1946年5月、国連経済社会理事会の決議によつて、従前前際連
盟が行つていた婦人及び児童の売春に關して各国からの年次報告を
集約する仕事が国連事務局の手に移された。その結果1947年
11月15日までに22国から送られた回答をまとめて1948年に国連事
務局から出さし上記の報告書のうち要案を紹介して参考に供します

I 各国における売春対策

(A) 国別一覽表

国 名	婦女子 賣 買 の 事 實をなし得る国	公娼禁止の国	公娼の公認及公娼 取締を行つてゐる国
アフガニスタン	○		
白ロシア共和国	○		
英領ホンジュラス	○		
その他の英領属		○	
カナダ		○	
コスタリカ			○
ドミニカ共和国		○	
デンマーク		○	
フランス		○	
アイスランド	○		
オランダ		○	
ニュージーランド		○	

(1)

ノールウエー	○		
オーストラリア		○	
フィリピン		○	
ルクセンブルグ		○	
スエーデン		○	
ソビエト連邦	○		
トルコ			○
アメリカ合衆国		○	
ヴェネズエラ		○	

〈2〉 各国における売春の現状及び最近とられた立法及び行政措置

オーストラリア

婦人の人身売買の事例はなく、又現行の各州の法規も適当と考えられている。児童福祉省 (Child welfare Department) 救世軍が警察と協力して、児童が職業によって搾取されないよう努めている。

英領ギナナ

1946年からはじめて風紀規整取締法 (Defence Regulation) が廃止されて、即決裁判法 (summary jurisdiction Ordinance) に含まれる婦人の売淫によって生計を立てる者の場所での不監禁行爲を強要したり、横暴の言動を以て徘徊したり、或は売淫を強要したりする男子に対する罰を重くした。

英領ゴールドコースト

英米軍撤退後売春婦の多くは生計困難となり、それぞれの国に帰った。

カナダ

婦人及び児童の人身売買は、地方の刑法執行機関によって取扱われ、売春寮容、娼家経営、売春行爲はすべて違法である。

コスタリカ

本国人及び外国人の娼妓が存在するが、一般にそこに雇い入れるのは職業的な娼婦で、普通の社会の婦人を求めることはないから、そのような人身売買は社会悪として排難されることは少ない。国の法律は之を禁じており、又国際条約にも加盟しているがなお人身売買がしばしばかなり盛んに行われている。

年少者の国外への売買を防止するためには、未成年者が一年以上にわたって居留する場合には、両親及び国家少子保護所 (National Office for the Protection of Children) の許可を必要とする規定が設けられた。

ドミニカ共和国

年少者の売春及び不買此防止のための措置がとられているドミニカ共和国 (Dominican Republic) によつて、新たに組織された公衆保健福祉事務局長官性病部 (Venereal Diseases Division of the Secretariat of State for Public Health and Welfare) は社会の善美のために刊行物を発行している。

2) オホ酒の婦人を娼婦、暴力等によつて被害者のもとから連れ出すこと、2) オホ酒の男女に放蕩横暴をせよの如き幫助することは刑罰で処罰される。

又、1937年の移民法によつて、婦人の娼妓法行者をその素性の言けぬもの、14才以下の児童で親と同行しない者は、入国が拒否される。又外国人で職業を営む者、娼家に居住する者、娼家の経営に関係する者等の外国人の逮捕、及び外国送還を規定している。

婦人の更生のためには公衆保健福祉事務局社会救済課 (Department of Social Assistance of the Secretariat of state for Public Health and welfare) が活動している。少年感化院が4つ、少女感化院が1つ設けられている。
フロンソ

1946年公娼が廃止され、周旋取締が強化された。当時、娼妓数は822、そこに住む娼婦々々々の人、その他の登録された娼婦数成

アロエ子人を数えていたが、1946年毎10月ノズ日限り政府は補償金の交付をなし、一斉に売淫施設及びこれに類するものを閉鎖する法律が1946年4月制定された。これにともなつて娼妓取締りが強化され、売春婦の更生のために諸施設が設けられた。又1940年米の種々の立法によつて、売春婦に寄食する男や未成年者と同居等を犯したものの処罰が規定されている。現在の売春婦の更生問題は最も真剣に考えられ、実行されている。これらの者の就労に関してはパリイでは警視廳が社会課を置いて關心している。

1946年4月、モンペリエに売春婦の更生と再教育のために実業的な機関が設立された。そして10人及至12人の売春婦を充分な期間に亘つて寄食させ、過去の悪習をすてる様に導き、恥を得させて、協会の監督のもとに働くようにしたもののだが、その結果売春婦たちは道徳的平衡と耳聾な生活を回復した。

その他の公私団体もこの問題に關心を寄せ、更生を求める売春婦を收容する施設の設立に非常な努力を向けている。

地方警察庁(少年児童の保護機関)は、25人の婦人警察補助員を持ち、娼妓屋の手と落ちようとしている浮浪少女の保護に当り、家のない少女を慈善施設に收容する。これに準じて180人の婦人警察官が1940年に任命を受け、各地方の主な都市に配属されている。

オランダ

戦時中にはフーボン、倉庫等を借りるための手段として売春がひろく行われた。素人の一時的売春も増加した。

戦時中1941年に、司法、社会両省令によつて売春取締りに関する規則が設けられたが、実施されるに至らず、占領中には婦女売淫防止局(National Office for the Suppression of Traffic in women and children)と民間機関とが協力して婦人の保護に当つたが、民間機関の一つは占領当局により閉鎖された。

1946年、英国及びベルギーに恥を求める少女の多いことが

んが、上記の婦女売淫防止局は、外国産婦者の信用調査に当つた。新聞社との協定により、国外からの婦人の求人広告を出す場合は、その前に当局が求人者についての情報を探知するという手続によつた。

ニュージーランド

性病及び善良風俗罰法でとりしまっているが、この国においては売春は社会的問題としては存在しない。

フィリピン

売春行為は法律で禁止されているが、その取締りは地方官にゆだねられている。

娼婦、娼婦、娼婦、娼婦人を厳しく罰する法案を上提出である。

スウェーデン

1917年1月公娼制度は廃止され、それ以後正確な意味での婦女売淫は存在しない。

浮浪取締りに関する法律でとりしまっている。

トルコ

三つのタイプの娼家も認めている。

(a) 省定地区内の集団娼家一ツの区あり、1767人の娼婦が自由意思で働いている。

(b) 各所に散在して単独に営業する娼家一ツ20人である。

(c) 待合式の娼家

この地に登録してない娼婦が560人いる。

南アフリカ聯邦

公娼制度はないが、娼婦に娼屋を賃貸している者はいる。之等は発見されれば処罰される。自分の住居で売春を行うものもあるが、娼婦の登録は行われていない。

バルトガリ領東アフリカに匿れて売られてキャバレーの働きとして、切く少女おしぼりとして発見されるが、おきらく、彼女達は、最後には娼婦売春婦となるものと考えられる。

こういうことを防ぐために、1946年、移民省と警察との間に協

足が散けられ、ポルトガル領アフリカに渡ることを希望する婦人は警察の用心鬼を捕まえた上でなければ旅費を交付しないこととなつた。これによつて、ロシゴ・マルギス連邦の娼家へ売られるため連れ出された多くの婦女子がこゝで救はれることとなつた。又ヨハネスバーグ警察は、公の場所では常に誘う女の検挙に當つてゐるが、しばしば確證のないために有罪を下すことが多くなつたことがある。

アメリカ合衆国

各州と異なつて娼家を公認又は黙認することはなく、又娼婦の登録制をとらない。

連邦政府による娼屋

戦時中娼屋取締を強化するために大きな努力が払われたが、

1941年議會を通過して大統領の承認を得た「メイ法案」

〈May Act〉は「陸海軍軍官が任務遂行及び尿腫腫止必要とする軍事施設から相当範囲内に於ては娼屋を禁ずる」ことを規定した。この法案は1945年5月15日まで有効のものだが同年第2次大戦終結の日まで延期され、更に1946年5月15日まで永久に定められた。この法案は、これまでに唯一適用されたに過ぎないが、地方及び州の娼屋取締り活動を助け、効果にした事で、効果が大きかつた。

1941年、連邦保安庁(Federal Security Agency)の中に、娼屋取締計画の立案及びその遂行に自任の責任を持つ、社会保護部(Social Protection Division)が新設された。

これは、陸海軍、社会衛生協会(American Social Hygiene Association)その他各州尿腫腫の「協力機関」として、娼屋状況の調査を行い、警察官に娼者、風流、その他風俗の系図を取締る技術を修得させ、更に、婦人警官の処遇及び婦女子留置上の技術にもその努力が向けられた。

国際警察署長会代表、ホテル経営者協会代表や、タクシー運転手協会代表、弁護士協会代表、その他加えた社会保護警察委員会

〈National Advisory Police Committee on Social Protection〉を組織し、又全国の婦人団体の支持を受けて全国婦人警備会(National Women's Advisory Committee)の組織に貢献した。この会は戦後1946年7月に廃止された。

各州政府の行つた措置

各州に於ても娼屋取締の強化に対して次第に熱心な音め、1942—44年間に、ひらかれた州議會において殆んど全部の州が娼屋及び性病の防止取締のための法律を強化することを決し、特に娼屋取締に關するいろいろの法律が各州で制定された。

グエネズエラ

娼屋として婦人売屋に關する立法はない。又婦女子の賣淫は社会問題となつてゐない。

(C) 各国における娼屋関係判例

国名	罪名	罰
オーストラリア	娼家経営	罰金1—20ポンド 或刑6ヶ月及重労働
	娼家経営及場所提供	罰金1ポンド10シリング—20ポンド これを超えるものは相当期間の監禁
	娼家経営	罰金15ポンド又は死刑1ヶ月
	娼家経営	罰金1—20ポンド
	娼家の娼者行為により 生計を立てる	死刑6ヶ月及重労働
英領ギルバート	娼家経営及び13才未満者の 娼家経営	死刑2年
	娼家経営	罰金100—150ドル
	娼家経営補助	死刑6ヶ月及重労働
英領ギニヤ	娼家経営	罰金100—150ドル
	娼家経営補助	同上

カナダ	賣 疾	科料 徒刑 執行猶予
デンマーク	娼家経営及職業 売春採取	科料 徒刑 執行猶予 徒刑
フランス	婦女の売春により生活する 婦女の売春により生活をする 職業を行うもの 秘密娼家経営	徒刑 徒刑6ヶ月-18ヶ月 徒刑1ヶ月 徒刑1ヶ月 酒類取渡永久禁止 徒刑6ヶ月 徒刑1ヶ月
	秘密娼家経営補助 婦女周旋 ホテルで淫褻的に婦女を周旋	徒刑12ヶ月又は5年 地方追放 徒刑18ヶ月及罰金200,000 フラン
	娼婦の家へ男を周旋	本刑4ヶ月(執行猶予) 及6,000フランの罰金
ニュージーランド	娼家経営 娼場所提供	徒刑1ヶ月 徒刑2-3ヶ月又は5年 の罰金
	道端上で売春勧誘	有罰を云いわたされた が放逸となつた。
フィリピン	賣春行爲	淨檢査命令による逮捕
スウェーデン	賣春媒介その他の他人の 不道徳行為の誘導助長取 締可とならない娼家の経営 及補助	徒刑1-5ヶ月 2ヶ月- 5年10ヶ月の重労働 徒刑又は一定期間閉居
トルコ	売春容疑 娼家経営	徒刑6ヶ月-5年 罰金50,000ポンド又は徒刑 1ヶ月及重労働
南アフリカ連邦	婦女の売春に脅威 婦女子売買(マンダラの 違反)	徒刑6ヶ月及重労働 徒刑又は懲役平均22ヶ月 執行猶予、罰金

(8)

2 性病対策(疫学的なものばかりではない)

オーストラリア

1. 各州の尿通所がその任にあつてゐる。(通所手帳を色む)
2. 性病患者数は減少してゐる。

カナダ

1. 性病対策に關して、連邦政府は總合的な活動計画の立案、補助金の配給、教育資料の提供、研究の奨励補助等を行い、實際の治療、伝染病調査、及び教育計画には各州の尿通所が當つてゐる。
2. 1919年より性病撲滅の政府補助金により各州に公衆衛生治療施設が設けられた。
3. 1932年補助金が打ち切られ活動は一部進捗したが、1938年以來年々50,000ドルの政府補助金が梅毒治療のために与えられた(各州の施設、啓蒙、伝染病等研究のための州政府を補助目的)。
4. 1943年からは、年々各州に175,000ドルが交付された。(中25% - 現金、15% - 教育資料)
5. 1945-1946の2年間は梅毒症の検診制度により性病の蔓延を防いだ。
6. 特殊なグループの血液検査や、身体検査により、性病発見が行われ又一部の州では、法律により結核菌の梅毒検査が定められてゐる。
7. 性病患者が治療を受けることを拒絶する場合は、医師の適用を受け、自家療法や似而非医師による治療をすることも法の取締りを受ける。
8. 過去4年間に性病撲滅運動が盛んされ、政府補助金はこの活動を大きく助成した。

ドミニカ共和国

1. 同国政府性病撲滅、組織的賣春業の撲滅、売春婦の更生、健全な社会生活への復帰、眞面目な職業の斡旋を目的とする

(9)

社会衛生協会の設置を企画中である。

フランス

1. 第一期及び二期梅毒者は1925年 11,666人、1926年 15,204人を数えた。
2. 性病に関する情報はすべて公衆保健警察官の権限におかれ、保健人口主事が、各県に於てその代表者となっている。
3. 警察による売春取締りが1926年廃止されて以来、之に記した機関が売春婦の衛生管理についても責任をもつことになり、更に性病予防、売春肉屋統計の作成の権限を与えられた。
4. 警察長官は保健警察官及公衆衛生警察官の賛成を得て、1927年7月3日命令を発し、賣春肉屋統計に記載された者は衛生管理の下におかれ、強制的に身体検査を受けなければならぬと規定した。
5. 各都市では多くの性病診療所において性病の発見及び治療がかなり進んでいる。
地方では施設が都市程進んでいないが、患者は性病対策機関から無料の医療を受けている。
6. 1920年末増員された社会補佐官の活動により梅毒横断運動は現在非常に効果になった。しかしこの活動は主に娼婦、娼場に限られ、賣春婦には及んでいない。

オランダ

1. 戦時中ドイツ軍官の手により比較的大きき都市でカフェーに働く婦女性の性病検査が行われたがこれはオランダの法律に基いた処置ではない。

フィリピン

1. マニラ市では、市保健部により性病の簡便治療が行われ、ナイトクラブの女店主、バーの女給、レストランの給仕及女給は二週毎に定期的に検査を受け、陽性のものは直ちに治療を受ける。又患者と接触した者を探し出して検診及び治

療を行う。

2. 無料検査及び診断が一般に公用され、妊娠中の母親は幼児の性病感染を防ぐためにマニラの市保健部で定期的検診を受ける。
3. マニラ市保健部は警察と協力し娼家の捜索を行い、又大学等の大規模な団体の集団血漿検査を行っている。
4. 毎週ラジオを通じて性病に関する教育活動が行われている。
5. 全国性病対策協議会(National Venereal Disease Control Council)と、陸海空軍性病取締委員会(Army-Navy V.D. Control Board)が組織されている。

スエーデン

1. 1917年公娼が廃止された時以来法律によつて性病の無料及び強制治療が規定されている。
2. 1923年以後、性病の増加に対応するために、大都會市に予防診療所が設立され、性病専門医が配置され、大きな効果をあげている。
3. 性病の早期発見のため医師は一定の患者に対し細菌検査を行う権利を持っている。

南アフリカ連邦

1. 白人及び黒人の性病患者の無料治療が大都會で行われている。
2. 公衆保健法により次の者に対する罰則が設けられている。
(a) 性病に感染したことを知りながら治療を受けぬ者
(b) 故意に性病を感染させる者
3. 原住民は、原生民事省(Native Affairs Department)により就労契約前に身体検査を受けることになっている。
4. 囚人は入獄する時に身体検査を受け、罹病者は牢中で手当を受ける。

アメリカ合衆国

アメリカに於ては各州により性病対策はいくらか異なるが大略次のようである。

1. 性病患者は特別の病院に収容して隔離及び強制治療を行う。治療は無料と有料の場合がある。病院のない場合はその土地の牢獄に隔離して治療を行う。(フロリダ、デラウェア)
2. 梅毒を患った者を州立産業会館及び州立農場に収容して指導訓練、治療及び放逐を行う。放逐中には性病に罹つた女性の隔離と治療にも同施設を用いた。(ミシシッピ州)
3. 14才～54才のすべての者及び他州から移つて来た者に血液検査を行う。14才以下50才以上の者も、その世帯員の誰かが感染したことが分つた時は検査をうけなくてはならない。故意にこれに違反する者は100ドル以上1000ドル以下の罰金となる。(アラバマ州)
4. 性病の疑ある者及び感染する立場にある者に尿検査の検査を行い、結果が判明するまで抑留する。(モンタナ州、アラバマ州等)
- 検査に及びない時は強制検査を行う。(ペンシルヴァニア州)
5. 性病をもつてしていると認うに足る理由のある者は検査することかできる。(デラウェア州)
6. 売春婦及び売春婦と交る者及び性病不道徳行為により検辱又は有罪の判決をうけた者は、検査の結果が決定するまで拘留する。
7. 性病の徴候時治療のために犯罪者の刑期の延長を認める。(フロエリ、リコ)
8. 地方庁で毒病を税金を徴集して、性病予防とその取締、患者の隔離、及び入院のための基金を設けることを許可する。(インディアナ州)
9. 療養のために用いられる額のある場合は医師が健康証明書を発行することを禁じる。

10. 尿検査は尿検査を調査し、売春、娼婦行為、とりしほりに施する法律を主務長官と協力して施行する権限がある。

(デネソー州)

11. 10～15才及び15才～18才の児童の性交を処罰する。

(マサチューセツト州)

12. 結婚前の性病検査

13. 1937年、アメリカ社会衛生協会(American Social Hygiene Association)は州政府合同委員会(Council of State Governments)その他の協力により、結婚前に双方が身体検査と梅毒のための血液検査を行うことと規定する法律の制定を提議したが、以来34州がこの決議について法律を通過させた。

14. 妊娠中の婦人を扱う医師は血液検査を行わねばならないという法律が1938年以來34州を通過している。

II 「アメリカにおける売春対策年表」

アメリカ社会衛生局 喬・リーフレット

「組織的賣春との戦いの歴史」より

— The America Social Hygiene association 'Milestones in the march against Commercialized Prostitution —

1886 英国において性病法が廃止された。

この法律は賣春婦の強制検診及び娼館賣春婦の強制入院を規定したもので、バトラー夫人等が猛烈な反対運動をした。これは英国に於ける個体に対する国家保護の政策を意味するもので米国に於ける公団反対に大なる影響を及ぼした。

1897 第一回婦女賣春禁止国際会議が英国に於いて開催された。

この会議によつて始めて国内的或いは国際的の婦女賣春が存在すると言う事実が一般の知るところとなつた。

1902 第一回白奴販賣禁止国際会議（正式の国際会議として最初のもの）パリに於いて開催。

婦女の国際的賣春禁止に関する條約起草

1904 国際條約13ヶ国により採択される。

ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、英國、イタリア、オランダ、ノールウエー、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、の13ヶ国は婦女買収の賣春禁止の必要を認識してこの条約を採択した。

1906 米合衆国 上述の條約に批准

米連邦会は移民委員会を任命して賣春を原因とする婦女買収の問題を研究せしめた。この研究から後のマン法令、ベネツト法令が生れた。

1910 第二回白奴販賣禁止国際会議

21才以下の婦女を賣春の目的で買収する者のすべて、成人婦女を暴力又は詐欺によつて同じく買収する者を処罰する法律の制定及び施行を各国に要求する協定を採択した。

(14)

○米連邦会、マン法令—Mann act—（婦人の各州間及び国際的賣春を禁止するもの）及びベネツト法令—Benut act—（賣春の目的で外国人を買収する者の処罰及び賣春を職業とする外国人の追放を規定するもの）採択。

○シカゴ慈善対策委員会、組織的賣春の実情の徹底的調査を行ふ機關一致にて「賣春に対する本断のたゆまぬ圧力が刻下の急務であり、絶対的撲滅を最終の目的とする」と言う結論に達した。

他の30都市も同様の委員会によつて調査を行ひ同様の結論に達した。

1914 年 アメリカ社会衛生協会—American social Hygiene association—設立され、

1 婦女賣春禁止に関する法律（同業業者の告発）

2 賣春禁止に関する法律

3 婦女子慰安院改正に関する法律

4 性病報告制に関する法律

5 性病禁止に関する法律

また白人組織的賣春を取り締まる法律の制定の促進につとめた。同もなく、及びこの法律が数州に於て制定され、ここでは無数の紅燈地区が閉鎖された。これは米国に於ける制度化された紅燈地区の終焉のさざかけとなつた。

1917 年 陸海軍兵隊附近に於ける賣春禁止を命ずる法案の国会通過。

「禁欲は健康上無害である」という医師協会の声明等によつて、組織的賣春追放の風潮が高まり、1917年—1918年 年におよそ200の紅燈地区が閉鎖され、第一次大戦終了時にはわずかに5ヶ所を残すのみとなつた。

1918 年 国会に於てチエンバレン、カーン法—Chamberlain-Kahn act— 通過し、米連邦政府に社会衛生委員会—United States Interdepartmental social Hygiene Board—が設けられた。

1919 年 悪徳禁止法—Vice Repression Law— 起草され、

19州によつて直ちにその1部又は全部が制定された。

この法律は「賣春行為とは、性的取引における肉体の供給者及

(15)

が疫病者の双方を含む」と規定し、籍貫と同時にその国籍に於ける男子も処罰する事にした。是はこの問題に肉する立派な法に於ける大々な飛躍を成す。

1920。全米性病対策会議、ワシントンに開かる。

1921。国際聯盟会議開催され、出席シタラ国の報告により、8国が条約草案を委嘱された。この条約草案は1922年1月6日附の提出された。又婦女売淫に関する諸問題を委員会が設けられた。

その後1927年までの間に専門調査員によつて欧米28ヶ国に於ける婦女児童の賣淫に関する調査が付けられ報告書が公表された。

1920-1923 国際聯盟は更に極東における婦女賣淫調査のため調査会を設け、極東5ヶ国に於いて調査を行い、報告書を公表した。

1924 国際聯盟婦女賣淫委員会は各州に於ける「公認」又は「黙認」の娼家の禁止についての決議を採決した。

1927 第1回全国社会衛生デー

政府の性病撲滅運動に協力して、アメリカ社会衛生協会主催のもとに46州に於いて開催、参加者10万。

1928。ラッフォルティ-バルワインクル法-Lafollette Bulwinkle Act 国会通過、各加盟国政府は州政府に対し性病対策費を補助することになる。1928年度分として200万ドル。

○第2回全国社会衛生デー

3000市町村参加

1929。第3回全国社会衛生デー

5000市町村及びアラスカ、キユーバ、ハワイ、プエルトリコ参加

○国会500万ドルを性病対策費として州政府に補助

○ルーズベルト大統領、制限つき国家非常事態宣言を行う。アメリカ社会衛生協会は、軍部及び州政府と協議の上、性病の源泉となる組織的売淫の実態調査及びその漸進方針を確めるよう感

動された。

1940。○社会衛生協会を調査報告によつて陸軍省、海軍省 聯邦医務院、州医務局は軍医及び軍需工場従業員集中地域に於ける性病対策に関する協定を採択。

○国会は州政府に性病対策費として620万ドルを補助

○第4回社会衛生デー

1941。○陸海軍医官が陸軍及び海軍の銃卒、乗組及び船中に必要と決定せる一定の陸海軍駐在区域に於ける賣淫行為を禁止する」というメイダウ-*Maidaw* act に大統領署名

○第5回社会衛生デー

○国会625万ドルを性病対策費として、州政府に支給

1942。第6回社会衛生デー

1952年10月 日印刷

1952年10月 日發行

編集者 東京都千代田区大手町1番地

発行人 特別省婦人少年局

印刷人 中 村 國 平

印刷所 東京都千代田区代官町1番地

竹 生 社 (電23)3067)